

ベトナム文化遺産法（2001年）訳文

訳注

*前文で二本線を付した部分は、修正法（2009年）前文によって補充が示唆された部分である。修正法の訳文においても、補充箇所をやはり二本線で示した。

*アンダーラインを付した部分は、修正法第1条によって修正、補充が指示された箇所である。その直後に付した【→数字】は、修正法第1条における該当記述の項目番号を示したものである。

*波線を付した部分は、修正法第2条によって語句の修正を一括指示された箇所である。その直後に付した【→○囲み数字】は、修正法第2条における該当記述の項目番号を示したものである。

* [] で囲った記述は、訳者による注記もしくは補足である。

国会

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

第10期国会2001年28号 [28/2001/QH10]

ハノイ、2001年6月29日

文化遺産に関するベトナム社会主義共和国

第10期国会2001年28号の法律

ベトナムの文化遺産はベトナム各民族の共同体の貴重な財産であり、及び人類の文化遺産の一部分であって、我々人民の国を建て、国を保つ事業において大きな役割を果たすものである。

文化遺産の価値を保護し、発揮するために、[また、]人民の、日に日に高まる文化への需要に応え、先進的で、かつ民族の本色¹に深く根差したベトナム文化を構築し、発展させることに貢献し、及び世界の文化遺産の宝庫に寄与するために；

国家管理の効力を強化し、文化遺産の価値を保護し、発揮することへの参加において、人民の責任を高めるために；

1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；

この法律は文化遺産に関して規定する。

第1章

一般的な規定

第1条

この法律において規定される文化遺産とは、無形文化遺産及び有形文化遺産から成り、歴史的・文化的・科学的価値を有する精神的及び物質的な産物であり、ベトナム社会主義共和国において、世代から世代へと受け継がれるものである。

¹ 以下 bản sắc は本色と訳す。民族や共同体が有する、中核的な価値とアイデンティティを意味する。

第2条

この法律は文化遺産の価値を保護し、発揮する各活動に関して規定する；[この法律は] ベトナム社会主義共和国において、文化遺産に対して組織・個人が有する権利及び義務を確定する。

第3条

この法律は、ベトナムの組織・個人、ベトナムにおいて活動している外国の組織・個人、及び海外定住ベトナム人に対して適用する；ベトナム社会主義共和国が締結する、あるいは参加する国際条約がその他の規定を持つ場合には、その国際条約が持つ規定を適用する。

第4条

この法律において、下記の各語句は、以下のように理解される：

1. 無形文化遺産とは、歴史的・文化的・科学的価値を有する精神的産物であり、記憶と文字によって保持され、口頭伝承、技能伝承、上演及びその他の保持・伝承の各形式によって受け継がれ、話し言葉、文字、文学的・芸術的・科学的作品、口承による語文、民間の演出、生活方式、生活習慣、祭礼、伝統的な手工芸に関する秘訣、古来の医学及び薬学に関する知識、飲食文化に関する知識、民族の伝統的な服飾に関する知識、及びその他の民間の知識から成る。【→1】

2. 有形文化遺産とは、歴史的・文化的・科学的価値を有する物質的産物であり、歴史的・文化的遺跡、景勝名跡、遺物・古物・国宝²から成る。

3. 歴史的・文化的遺跡とは、歴史的・文化的・科学的価値を持つ建造物、地点、及びその建造物・地点に属す遺物・古物・国宝のことである。

4. 景勝名跡とは、自然景観、あるいは自然景観と歴史的・審美的・科学的な価値を持つ建造物とが結合した地点のことである。

5. 遺物とは、受け継がれてきた現物のことであり、歴史的・文化的・科学的価値を持つ。

6. 古物とは、受け継がれてきた現物のことであり、歴史的・文化的・科学的に典型的な価値を持ち、100年以上経過したものである。

7. 国宝とは、受け継がれてきた現物のことであり、歴史的・文化的・科学的に国土を代表する、特にまれで貴重な価値を持つものである。

8. 遺物・古物・国宝の複製品とは、外見・寸法・素材・色彩・装飾及びその他の特徴に関して、もとのものに似せて作られた産物である。

9. 収集品とは、一まとまりの遺物・古物・国宝あるいは無形文化遺産であり、自然及び社会の歴史を研究する必要に応えるために、形式、内容及び素材に関する共通の特徴に従って、体系的に集められ、保持され、整理されたものである。

10. 考古学的調査・発掘とは、遺物・古物・国宝及び考古学的な地点を発見し、収集し、研究することを目的とした科学的活動である。

11. 歴史的・文化的遺跡、景勝名跡、遺物・古物・国宝の保管とは、歴史的・文化的遺跡、景勝名跡、遺物・古物・国宝が損壊する危険性を防止し、及び制限し、それらが持つ従来の及び既存の諸要素を変えないようにすることを目的とした活動である。

² 以下、一貫して Di vật は遺物、Cổ vật は古物、Bảo vật quốc gia は国宝の訳語を当てる。その定義は、本条 5-7 項を参照。

12. 歴史的・文化的遺跡、景勝名跡の補修とは、歴史的・文化的遺跡、景勝名跡を修理し、補強し、修復することを目的とした活動である。

13. 歴史的・文化的遺跡、景勝名跡の復元とは、損傷された歴史的・文化的遺跡、景勝名跡を、その歴史的・文化的遺跡、景勝名跡に関する科学的資料に基づいて復元することを目的とした活動である。

[* 14, 15, 16 項追加【→2】]

第5条

国家は、全人民の所有【→③】に属す文化遺産を統一的に管理する；法規文書の規定に従って、文化遺産に関わる集団所有の各形式、共同体による共有の各形式、私有の各形式、及びその他の所有の各形式を公認し、保護する。

文化遺産に対する所有権、著作権は、本法、民法典の規定、及び関係する法規文書におけるその他の各規定に基づいて確定される。

第6条

ベトナム社会主義共和国の陸地、島嶼、内水域、領海、排他的経済水域、及び大陸棚に存在するあらゆる文化遺産は、ひとしく全人民の所有【→③】に属す。

第7条

発見されたが所有者を確定できない文化遺産、考古学的調査・発掘の過程において回収できた文化遺産は、ひとしく全人民の所有【→③】に属す。

第8条

1. 国内あるいは海外に出自を持ち、様々な所有形式に属し、ベトナムの領土に所在するあらゆる文化遺産は、ひとしく価値を保護され、発揮される。
2. 外国に所在する、ベトナムの文化遺産は、国際的慣例及びベトナム社会主義共和国が締結する、あるいは参加する国際条約の規定に基づいて保護される。

第9条

1. 国家は人民の精神生活を高め、国土における経済・社会発展に貢献することを目的として、文化遺産の価値を保護し、発揮する政策を持つ；国内及び国外の組織・個人が文化遺産の価値を保護し、発揮することに寄与し、財政的に支援するよう促す。
2. 国家は文化遺産所有者の、合法的な権利及び利益を保護する。文化遺産所有者は、文化遺産の価値を保護し、発揮する責任を持つ。
3. 国家は文化遺産の価値を保護し、発揮する業務において、幹部の訓練及び養成、科学的及び技術的な研究と応用の工作に投資する。

第10条

国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織、社会・職業組織、経済組織、人民武装单位（以下、組織と〔総〕称する）及び個人は文化遺産の価値を保護し、発揮する責任を持つ。

第11条

大衆文化・マスコミの各機関は、ベトナム各民族共同体の文化遺産の価値を国内及び国外において広く宣伝、普及し、人民のなかに文化遺産の価値を保護し、発揮する意識を高めることに貢献する責任

を持つ。

第 12 条

ベトナムの文化遺産は以下の目的のために活用される：

1. 社会全体の利益のために文化遺産の価値を発揮すること；
2. ベトナム各民族共同体の優れた伝統を発揮すること；
3. 新しい文化の価値を創造し、ベトナムの文化遺産の宝庫を豊かにし、国際文化交流の拡大に貢献すること。

第 13 条

以下の各行為は厳禁とする：

1. 文化遺産の占拠・不正行為；【→3】
2. 文化遺産を損傷する、あるいは損傷の危機を引き起こすこと；
3. 考古学的地点での違法な発掘；歴史的・文化的遺跡、景勝名跡に属す土地での違法な建設、その土地への侵略；
4. 歴史的・文化的遺跡、景勝名跡に属す遺物・古物・国宝を違法に売買し、交換し、運搬すること；遺物・古物・国宝を国外へ違法に持ち出すこと。【→3】
5. 法規文書に反する行為を実行するために、文化遺産の価値を保護し、発揮する業務を悪用すること。【→3】

第 2 章

文化遺産に対する組織・個人の権利及び義務

第 14 条

組織・個人は以下の権利及び義務を持つ：

1. 文化遺産を合法的に所有すること；
2. 文化遺産を参観し、研究すること；
3. 文化遺産の価値を尊重し、保護し、発揮すること；
4. 遺物・古物・国宝、歴史的・文化的遺跡、景勝名跡の発見地点を、時機を逸さず通報すること；自分で探すことができた遺物・古物・国宝を、権限を有する最寄りの国家機関へ納入すること；
5. 文化遺産を破壊し、占拠し、違法に悪用する諸行為を阻止し、あるいは権限を有する国家機関が [それらを] 時機を逸さず制止し、処理するよう提案すること。

第 15 条

文化遺産の所有者である組織・個人は、以下の権利及び義務を持つ：

1. 本法律第 14 条における各規定を実施すること；
2. 文化遺産の価値を保護し、発揮する措置を実施すること；文化遺産が歪曲され、損傷され、消滅する危機に瀕している場合に、権限を有する国家機関へ時機を逸さず通報すること；
3. 価値を保護し、発揮する条件及び能力が不十分である場合には、国家 [級] 博物館あるいは権限を有する国家機関に対して、無形文化遺産、遺物・古物・国宝の収集物を送付すること；

4. 組織・個人が文化遺産を参観、観光し、研究するために有利な条件を作ること；
5. 法規文書における規定に基づくその他の権利及び義務を遂行すること。

第16条

文化遺産を直接管理する組織・個人は、以下の権利及び義務を持つ：

1. 文化遺産を保護し、維持すること；
2. 文化遺産を侵害する行為に対して時機を逸さず防止し、阻止する措置を実施すること；
3. 文化遺産が消滅した、もしくは損傷される危機に直面した際に、所有者もしくは権限を有する最寄りの国家機関に時機を逸さず通報すること；
4. 組織・個人が文化遺産を参観、観光し、研究するために有利な条件を作ること；
5. 法規文書の規定に基づくその他の権利及び義務を遂行すること。

第3章

無形文化遺産の価値の保護及び発揮

第17条

国家は、民族文化を維持し、その本色を発揮し、及びベトナム各民族共同体の文化遺産の宝庫を豊かなものにするを目的として、組織・個人が無形文化遺産を研究し、収集し、保管し、伝授し及び紹介する活動を展開することを奨励し、そのための条件を作り出す。【→4】

第18条

[地方] 省および中央直轄市人民委員会委員長（以下、省級人民委員会委員長と称する）は、価値を保護し、発揮するために、地方における無形文化遺産の科学的文書を作成する活動の組織化を指導する。

文化・情報省大臣は、無形文化遺産に関する科学的文書の作成手続きを規定する。【→5】

第19条

政府首相は、文化・情報省大臣 [修正法にこの箇所の名称変更が指示されていない] の提案に基づいて、国連教育科学文化機関（UNESCO）がベトナムの代表的な無形文化遺産を世界文化遺産として公認するように提案することについて、審査し、決定する。

政府首相に提出する書類には、国家文化遺産評議会の文書による裁定意見が添付されていなければならない。

第20条

権限を有する国家機関は、無形文化遺産を保護し、及び歪曲、埋没、あるいは伝承喪失の危機を阻止するために、必要な措置を適用しなければならない。

第21条

国家はベトナムにおける各民族の話し言葉及び文字を保護し、発展させるための政策を備え、及び条件を作り出す。あらゆる組織・個人は、ベトナム語の明晰性を維持する責任を持つ。【→6】

第22条

国家及び社会は、民族の生活方式・生活習慣のなかの醇風美俗を保護し、発揮する；人民の文化生活

に害を及ぼす悪習を排除する。

第 23 条

国家は、国内において普及させ、及び国外と文化交流するために、ベトナム各民族共同体の文学的・芸術的・科学的作品、口承される言葉、民間の演芸を収集し、編集し、訳述し、統計化し、分類し、及び維持することを奨励する政策を備える。

第 24 条

国家は以下を奨励する政策を持つ。代表的な価値を有する伝統的な手工芸を維持、回復し、及び発展させること；古来の医学的及び薬学的な知識を研究し、応用すること；民族の伝統的な飲食文化と服飾に関する価値、その他の民間の知識の価値を維持し、発揮すること。

第 25 条

国家は伝統的な祭礼の文化的価値を維持し、発揮する条件を作り出す；祭礼〔に關わる〕団体及び活動における悪習を排除し、消極的現象、商業化に反対する。伝統的な祭礼の組織化は、法規文書の規定に従わなければならない。【→7】

第 26 条

国家は、特別な価値を有する伝統的芸術及び職業の秘訣に通暁し、及びその普及に功績ある芸術家、演芸家に対して栄誉を与え、及び優遇する政策を備える。【→8】

第 27 条

海外に定住するベトナム人、国外の組織・個人は、権限を有する国家機関の文書による同意を得たあとで、ベトナムにおける無形文化遺産の研究及び収集を展開することができる。

第 4 章

有形文化遺産の価値の保護及び発揮

項目 1

歴史的・文化的遺跡、景勝名跡

第 28 条

1. 歴史的・文化的遺跡は、以下の基準のうちの 1 つを満たしていなければならない：

- a) 国を建て、国を守る過程のなかで、代表的な歴史的事件と密接に結びついた建造物及び地点；
- b) 民族的英雄及び国土の著名人の生涯及び事業と密接に結びついた建造物及び地点；
- c) 革命及び抗戦の時代の、代表的な歴史的事件と密接に結びついた建造物及び地点；
- d) 考古学的に代表的な価値を持つ地点；
- d) 1 つの、あるいは複数の歴史的段階に属し、建築学的・芸術的に代表的な価値を有する建造物群あるいは単独の建造物。【→9】

2. 景勝名跡は、以下の基準のうちの 1 つを満たしていなければならない：

- a) 典型的な審美的価値を持つ自然景観、あるいは自然景観と建造物が結合した地点；
- b) 地質的・地形的・地理的に、及び生物学的多様性、特殊な生態系の点で科学的な価値を有する自然区域、あるいは大地の発展段階に関する物質的な痕跡を留める自然区域。

第29条

歴史的・文化的・科学的価値に基づき、歴史的・文化的遺跡及び景勝名跡（以下、遺跡と〔総〕称する）は以下のように分類される：

1. 省級遺跡とは、地方の代表的な価値をもつ遺跡である；
2. 国家遺跡とは、国家の代表的な価値をもつ遺跡である；
3. 特別国家遺跡とは、国家の代表的かつ特別な価値をもつ遺跡である。【→10】

第30条

1. 遺跡の格付けに関する決定権は、以下のように規定される：
 - a) 省級人民委員会委員長は、省級遺跡としての格付けを決定する；
 - b) 文化・情報省大臣は、国家遺跡としての格付けを決定する；
 - c) 政府首相は特別国家遺跡としての格付けを決定する；国連教育科学文化機関〔UNESCO〕が、ベトナムの代表的な遺跡を世界遺産リストに登録することを審査するよう、提案することを決定する。

【→11】

2. 遺跡が格付けされたが、その後十分に基準を満たしていないと断定するに足る根拠を見出した場合、あるいは損傷して回復する可能性がない場合には、いずれかの遺跡格付けについて決定権を持つ者が、その遺跡に対する格付けを破棄する決定を行う権利を持つ。

第31条

遺跡に格付けをする手続きは、以下のように規定される：

1. 省級人民委員会委員長は遺跡文書を作成し、文化・情報省大臣が国家遺跡としての格付けを決定すべく提出する；
2. 文化・情報省大臣は遺跡文書を作成し、政府首相が特別国家遺跡としての格付けを決定すべく提出する；〔文化・情報省大臣は、〕ベトナムの代表的な遺跡の文書を作成し、政府首相が国連教育科学文化機関に対して世界遺産リストへの登録審査を提案すること決定すべく提出する。政府首相に提出する文書は、国家文化遺産評議会の、文書による裁定意見が添付されていなければならない。【→12】

第32条

1. 遺跡保護区域には、以下のものが含まれる：
 - a) 第1保護区域は、遺跡を構成する本来の要素として確定された遺跡及び領域から成り、現状のまま保護されなければならない；
 - b) 第2保護区域は、遺跡の第1保護区域を取り巻く領域であり、遺跡の価値を發揮することに資する諸建造物を建設することができるが、遺跡の建築、自然景観、及び環境・生態系に影響を及ぼしてはならない。
- 第2保護区域を確定できない場合には、第1保護区域のみを確定することを、省級遺跡については省級人民委員会委員長が決定し、国家遺跡については文化・情報省大臣が決定し、特別国家遺跡については政府首相が決定する。
2. 本条第1項bにおいて規定する第2保護区域において、建造物を建設することは、国家遺跡及び特別国家遺跡については文化・情報省大臣の文書による同意を得なければならず、省級遺跡について

は省級人民委員会委員長の文書による同意を得なければならない。

3. 本条第1項で規定する各保護区域は、地政地図上で確定され、保護対象地区の報告書が添付され、及び権限を有する各国家機関によって、遺跡文書のなかで確認されなければならない。【→13】

第33条

1. 遺跡の所有者である〔組織・個人〕、あるいは遺跡の管理・運用を任された組織・個人は、その遺跡を保護する責任を有する；遺跡が侵略され、損傷された事実、あるいは損傷の危機を有する事実を発見した場合には、〔遺跡の所有者である、あるいは遺跡の管理・運用を任された組織・個人は、〕時機を逸さずに〔それを〕阻止し、そして直接の上級主管機関、地方の人民委員会、あるいは文化・情報【→②】に関して権限を有する最寄りの国家機関³に通報する措置を取らなければならない。

2. 地方の人民委員会、あるいは文化・情報【→②】に関して権限を有する国家機関は、遺跡が損傷され、あるいは損傷の危機を有することに関しての通報を受けた時には、時機を逸さず〔それを〕阻止し、〔遺産を〕保護し、そして直接の上級機関に対して直ちに報告する措置を取らなければならない。

3. 文化・情報省【→①】は、遺跡が損傷され、あるいは損傷の危機を有する事実に関して通報を受けた時には、〔当該する〕地方において権限を有する国家機関、遺跡の所有者が阻止、保護する措置を直ちに取るよう、時機を逸さず指導し、手引き⁴する；特別国家遺跡に関しては、政府首相に対して報告しなければならない。

※第4項追加【→14】

第34条

遺跡の保管、修繕、及び復元については、草案を作成し、権限を有する国家機関に提出し、批准されなければならない、及び遺跡の原状を最大限維持することを保証しなければならない。

文化・情報省大臣は、遺跡の保管、修繕、及び復元に関して、規則を公布する。【→15】

第35条

遺跡の保管、修繕、及び復元に関する案件の批准権限は、本法及び建設に関する法規文書における各規定に従って行使される。

遺跡の保管、修繕、復元に関する案件を批准する時は、文化・情報に関して権限を有する国家機関の文書による裁定意見を有していなければならない。【→16】

第36条

1. 本法第32条で規定する遺跡保護区域の外で、建造物を改造、建設する案件を批准する時に、遺跡の自然景観及び環境・生態系に悪影響を及ぼす可能性を有するとみなす場合には、文化・情報【→②】に関して権限を有する国家機関の文書による裁定意見を有していなければならない。

2. 本条第1項で規定する建造物の改造、建設案件を有する投資者が要求する場合には、文化・情報【→②】に関して権限を有する国家機関は、投資者が遺跡の価値を保護し、発揮することを保証する

³ 中央レベルでは文化・情報省、地方省レベルでは文化・情報局、県レベルでは文化・情報課（の長もしくは担当部局の責任者）が、これに該当する。

⁴ 以下、*hướng dẫn*を手引き〔する〕と訳出する。英語でならば*guide, guidance*に該当するが、案内〔する〕と指導〔する〕の二つの言葉の意味範囲を含みつつ、その中間に位置する言葉である。

のに適切な解決法を選択できるように、遺跡保護に関連する資料と具体的な要求〔内容〕を提示する責任を有する。

〔※第3項追加【→17】〕

第37条

1. 遺跡に影響を及ぼす場所において、建造物を改造、建設する案件を有する投資者は、文化・情報に関して権限を有する国家機関がその建造物の改造、建設過程を点検できるように、〔その機関と〕 協調し、〔必要な〕条件を作り出す責任を有する。

2. 建造物を改造、建設する過程において、遺跡あるいは遺物、古物、国宝が存在する可能性がある と見なされるならば、事業者は、施工を一時的に中断し、文化・情報に関して権限を有する国家機関 に時機を逸さず通報しなければならない。

通報を受けたときには、文化・情報に関して権限を有する国家機関は、建設の進度を保証するために、 時機を逸さず処理する措置をとらなければならない。遺跡の現状を保護するために、その地点での建 造物の建設を停止する必要があると見なす場合には、文化・情報に関して権限を有する国家機関は、 決定権を有する上級機関に直ちに報告しなければならない。

3. 考古学的調査・発掘を組織することが必要な場合には、調査・発掘経費が政府によって規定され る。【→18】

第38条

考古学的調査・発掘は、文化・情報省大臣の許可書を得た後にのみ遂行し得る。

考古学的地点が損傷されつつある、あるいは損傷の危機を有する場合には、文化・情報省大臣は緊急 の発掘許可書を発行する。【→19】

第39条

1. 考古学的調査・発掘を実施することを望む考古学的研究機能を有する組織は、文化・情報省【→ ①】大臣に考古学的調査・発掘の申請書類を送付しなければならない。

2. 文化・情報省【→①】大臣は、考古学的調査・発掘申請書類を受け取ってから30日以内に、考 古学的調査・発掘許可書を発給する責任を有する；許可書を発給しない場合には、文書によって理由 を明確に示さなければならない。

3. 文化・情報省【→①】大臣は、考古学的調査・発掘に関する規定を公布する。

第40条

1. 考古学的調査・発掘を主宰する者は、以下の各条件を有していなければならない：

a) 考古学分野の学士号、あるいは考古学に関連を持つ他の専門分野の学士号を有すること；

b) 少なくとも5年間、直接的に考古学の仕事をしていること；

c) 考古学的調査・発掘を申請する組織から、文化・情報省【→①】に対する文書による要請がなさ れていること。

主宰者を変更する必要がある場合は、文化・情報省【→①】大臣の文書による同意を得なければならない。

3. ベトナムの考古学的研究機能を有する組織は、法規文書の規定に従って、ベトナムで考古学的調 査・発掘を実施する国外の組織・個人と協力できる。

項目 2

遺物・古物・国宝

第 41 条

1. 考古学的な調査・発掘の過程で収集することができた、並びに組織・個人によって発見され、納入された全ての遺物・古物・国宝は、発見地の省級博物館の保管庫に一時的に収納されなければならない。省級博物館はそれらを受け入れ、管理し、及び文化・情報省に報告する責任を有する。
2. 本条第 1 項で規定する遺物・古物・国宝の価値及び保管の必要性に基づいて、文化・情報省大臣は、その遺物・古物・国宝を適切な職能を有する政府の博物館に委ねることを決定する。
3. 遺物・古物・国宝を発見し納入した組織・個人は、発見・保管に要した費用を返還され、及び法規文書の規定に従って一定の報奨金を与えられる。【→20】

[※第 41a 条追加【→21】]

第 42 条

1. 国宝は特別な制度に従って保護され、保管される。国家は国宝を購入するために、適切な予算を用意する。
2. 国宝は、文化・情報に関して権限を有する国家機関に登録されなければならない。国家は、組織・個人が自身の所有する遺物・古物を、文化・情報に関して権限を有する国家機関に登録するよう促す。登録された遺物・古物・国宝は、国家が無料で鑑定し、保管業務を手引きし、価値を発揮するための条件を作り出す。
文化・情報省大臣は、遺物・古物・国宝に登録する手続きを具体的に規定する。
3. 国内において、国宝の所有者を変更する際には、元の所有者は、所有者が変わった日から 15 日以内に、その国宝の新しい所有者の姓、名、及び住所について、国宝が登録された地方に所在する文化・情報に関して権限を有する国家機関に通報しなければならない。【→22】

第 43 条

1. 全人民の所有【→③】、政治組織、政治・社会組織の所有に属す遺物・古物・国宝は、各博物館において管理されなければならない、売買・贈与が認められない；その他の各所有形式に属す遺物・古物は、法規文書の規定に従って、国内及び国外において売買、交換、贈与、及び継承することが認められる；その他の各所有形式に属す国宝は、法規文書の規定に従って、国内においてのみ、売買、交換、贈与、及び継承することが認められる。

遺物・古物を国外へ持ち出す場合には、文化・情報【→②】に関して権限を有する国家機関の許可書を有していなければならない。

2. 遺物・古物・国宝の売買は、合意した価格、あるいは競売によって実施される。国家に遺物・古物・国宝購入の優先権がある。

第 44 条

陳列、展示、研究あるいは保管のために、遺物・古物・国宝を国外に持ち出すことは、以下の各条件を保証していなければならない：

1. 遺物・古物・国宝を受け入れる側が、保険に入っていること；

2. 国宝を国外へ持ち出すことを許可するとの政府首相の決定があること；遺物・古物を国外へ持ち出すことを許可するとの文化・情報省【→①】大臣の決定があること。

第45条

権限を有する国家機関は、不法に探求、売買、運搬、輸出、輸入された遺物・古物・国宝で、押収してきたものに関して、文化・情報省【→①】に報告し、文化・情報省【→①】大臣がその遺物・古物・国宝を、適切な職能を有する機関に委することを決定できるようにしなければならない。

第46条

遺物・古物・国宝の複製品を作るに際しては、次の各条件を保証していなければならない：

1. 明確な目的があること；
2. 対照するための現物があること；
3. 現物と区別するために、独自の印があること；
4. 遺物・古物・国宝所有者の同意があること；
5. 文化・情報【→②】に関して権限を有する国家機関の許可書があること。

項目3

博物館

第47条

博物館は、人民の研究、教育、参観及び文化的享受の需要に資することを目的として、自然の歴史及び社会の歴史に関する収集品（以下、収集品と称する）を保管し、陳列する場所である。

ベトナムの博物館は以下から成る：

1. 国家〔級〕博物館は、全国的範囲で代表的な価値を有する収集品を保管し、陳列する場所である；
2. 専門博物館は、1つの専門領域に関して代表的な価値を有する収集品を保管し、陳列する場所である；
3. 省級博物館は、地方において代表的な価値を有する収集品を保管し、陳列する場所である；
4. 民間博物館は、1つのあるいは多数のテーマに関しての収集品を保管し、陳列する場所である。

【→23】

第48条

博物館は以下の任務及び権限を有する：

1. 収集品を収集、目録作成、⁵保管、陳列すること；
2. 文化遺産に関して科学的な研究をすること；
3. 社会全体の利益に資するよう、文化遺産の価値の発揮を組織すること；
4. 専門幹部及び業務担当職員の隊列を構築すること；
5. 物的な基礎及び技術的な装置・設備を管理すること；

⁵ kiễm kê の原義は、在庫品の種類と数量を調査もしくは点検することである。具体的には、現物を確認してチェックリストを作成するか、チェックリストと現物を照合することを意味する。本訳文では、目録作成と訳出しておく。

6. 法規文書の規定に従って、国際協力を実行すること；
7. 法規文書の規定に従って、その他の任務及び権限を行使すること。【→24】

第 49 条

博物館を設立するための条件は、以下から成る：

1. 1つあるいは多数のテーマに沿った収集品を有すること；
2. 陳列場所、倉庫及び保管手段を有すること；
3. 博物館の活動に適合する専門分野を熟知した者を有すること。

第 50 条

1. 博物館設立を決定する権限は、以下のように規定される：

- a) 政府首相は、国家〔級〕博物館及び専門博物館の設立を決定する；
- b) 省級人民委員会委員長は、省級博物館及び民間博物館の設立を決定する。

2. 博物館設立の手続きは、以下のように規定される：

- a) 博物館を設立する必要のある組織・個人は、設立を提案する書類を、本条第 1 項で規定するところの権限を有する者に、送付しなければならない。博物館の設立を提案する書類は、設立提案文書、及び本法第 49 条で規定される各条件に関して権限を有する国家機関の確認書から成る；
- b) 博物館の設立を決定する権限を有する者は、書類を受け取った日から 30 日以内に、審査し、決定する責任を有する；却下する場合には、文書によって理由を明確に述べなければならない。【→25】

第 51 条

1. 博物館の格付けは、以下の基準に基づく：

- a) 収集品の数量及び価値；
- b) 収集品の保管及び陳列の質；
- c) 物的基礎及び技術的な装置・設備；
- d) 専門幹部及び業務担当職員の基準〔に照らした〕程度。

2. 本条第 1 項で規定するところの基準を達成する程度にもとづいて、政府は博物館の格付けについて具体的に規定する。

第 52 条

伝統的な家屋及び記念館に所在する文化遺産は、本法の規定に従って保護され、価値を発揮されなければならない。

第 53 条

国家は、所有者が自らの所有に属する収集品、遺物・古物・国宝を陳列し、広く紹介することを組織するよう、奨励する。

必要な際は、文化・情報【→②】に関して権限を有する国家機関は、国家〔級〕博物館で研究もしくは展示する業務に資するために、遺物・古物・国宝の活用について所有者の合意を得ることができ

る。
遺物・古物・国宝を活用する条件、内容、及び期間については、権限を有する国家機関及び所有者が、文書によって合意するものとする。

第5章

文化遺産に関する国家管理

項目1

文化遺産に関する国家管理の内容及び国家管理機関

第54条

文化遺産に関する国家管理の内容は、以下より成る：

1. 文化遺産の価値を保護し、発揮する事業を発展させる戦略、企画、計画、政策を策定し、及びその実施を指導する；
2. 文化遺産に関する法規的規範文書を公布し、その実施を組織する；
3. 文化遺産の価値を保護し、発揮する活動を組織し、指導する；文化遺産に関する法規文書を宣伝し、普及させ、教育する；
4. 文化遺産に関して、科学的な研究活動を組織し、管理する；専門幹部を訓練し、養成する；
5. 文化遺産の価値を保護し、発揮するために、各資源を動員し、管理し、活用する；
6. 文化遺産の価値を保護し、発揮することにおいて、顕彰を組織し、指導する；
7. 文化遺産の価値を保護し、発揮することに関して、国際協力を組織し、管理する；
8. 文化遺産に関する法規文書の履行について監査及び検査をし、訴願、告発を解決し、法規違反を処理する。

第55条

1. 政府は文化遺産に関する国家管理を統一する。
2. 文化・情報省【→①】は、文化遺産に関する国家管理を実施することについて、政府に責任を負う。
3. 各省、省と同等の機関、政府直属機関は、政府の分業に従って、文化遺産に関する国家管理の責任を有する。

政府は、文化遺産に関する国家管理を統一的に実行するために、文化・情報省【→①】と連携して、各省、省と同等の機関、政府直属機関の責任を具体的に規定する。

4. 各級の人民委員会は、自身の任務と権限の範囲において、政府の分級⁶に従って、地方における文化遺産に関する国家管理を実行する。

第56条

国家文化遺産評議会は、文化遺産に関する政府首相の諮問評議会である。

政府首相は、国家文化遺産評議会の組織と活動を規定する。

⁶ phân cấp とは中央レベル、地方省レベル、県レベルといったヒエラルキーの分類に従って、各レベルに権限や任務を割り振ることを意味する。分権と似通っているが、全く同じではない。

項目 2

文化遺産の価値を保護し発揮する活動の [ための] 資源

第 57 条

国家は、文学及び芸術、科学及び技術に関する各団体が、文化遺産の価値を保護し、発揮する活動に参加するよう奨励し、及びそのための条件を作り出す。

国家は、文化遺産の価値を保護し、発揮する活動の社会化⁷を奨励する。

第 58 条

文化遺産の価値を保護し、発揮するための財源は、以下から成る：

1. 国家予算；
2. 文化遺産の価値を保護し、発揮する活動から得られる各種収入；
3. 国内及び国外の組織、個人の資金援助及び寄付。

第 59 条

国家は、特別国家遺跡、国家 [級] 博物館、国宝、代表的な価値を有する歴史及び革命の遺跡、及び [代表的な価値を有する] 無形文化遺産の価値を保護し、発揮する各活動への予算投資を優先する。

第 60 条

遺跡・収集品・博物館の所有者である組織・個人、あるいはその管理・利用を委ねられた組織・個人は、法規文書の規定に従って遺跡・収集品・博物館の、参観料、及び使用料を徴収することができる。

第 61 条

1. 国家は、組織・個人が文化遺産の価値を保護し、発揮することに [対して] 寄付をし、財政的援助をするよう奨励する。
2. 文化遺産の価値を保護し、発揮する活動への寄付、財政的援助は、適切な形式によって受領証 [もしくは感謝状] が検討される。

第 62 条

文化遺産の価値を保護し、発揮するための財源は、目的に正しく沿って、効果的に管理し、利用されなければならない。

項目 3

文化遺産に関する国際協力

第 63 条

国家は、国家の独立と主権を尊重し、平等と互恵に基づき、ベトナムの法規文書及びベトナム社会主義共和国が締結、あるいは参加している国際条約の規定に適合しつつ、文化遺産の価値を保護し、発揮することにおいて、諸国、国外の組織・個人との協力関係を推進する政策及び手段を有する；[国

⁷ việc xã hội hoá は、もともと国家が財政負担し運営、実施していた事業、業務に関して、民間資金を導入したり（利用者負担を含む）、運営、実施を民間に委託したりすること（民間活力の利用など）を意味する。

家は] 世界文化遺産の価値を發揮し、各民族間の協力、友好関係と相互理解を増大することに貢献する。

第64条

国家は、国外に定住するベトナム人、及び国外の組織・個人が、法規文書の規定に従って、ベトナムの文化遺産の価値を保護し、發揮する活動に参加するよう、奨励する。

第65条

文化遺産に関する国際協力の内容は、以下から成る：

1. 文化遺産の価値を保護し、發揮することに関する国際協力のプログラム、案件を策定し、及び実施すること；
2. 文化遺産の価値を保護し、發揮することに関する国際的な組織、及び条約に参加すること；
3. 遺跡の保管・修復、博物館の建設、考古学的発掘の分野において、科学的研究、科学的应用、及び近代的な技術移転を行うこと；
4. 文化遺産に関する展示の交流を行うこと；
5. 国外においてベトナムの文化遺産の保護に協力すること；
6. 文化遺産の価値を保護し、發揮することにおいて、人材を訓練、養成し、情報及び経験を交換すること。

項目4

文化遺産に関する監査、及び訴願、告発の処理

第66条

文化・情報【→②】に関する国家監査は、文化遺産に関する専門的な監査職能を履行し、以下の任務を有する：

1. 文化遺産に関する法規文書の執行を監査する；
2. 文化遺産の価値を保護し、發揮することに関する企画、計画の実施を監査する；
3. 文化遺産に関する法規文書への違反行為に対して、それを発見し、権限に従って阻止し、処理する；
4. 文化遺産に関する訴願、告発を受け入れ、及びその処理を建議する；
5. 文化遺産に関する法規文書の実施を保証するための措置を建議する。

第67条

監査対象者は、以下の権利及び義務を有する：

1. 監査団が監査執行決定を提示し、監査員が監査員証明書を提示すること、及び法規文書に従って監査を実施することを要求できる；
2. 法規文書に照らして正しくないと見なす根拠があると見なす場合には、監査執行決定、監査員の行為、及び監査の結論に関して、権限を有する国家機関に対して訴願、告発、告訴することができる；
3. 監査団あるいは監査員の、法規文書に照らして正しくない措置、処理によって引き起こされたところの損害賠償を要求することができる。

4. [法規文書の規定に従って] 監査団、監査員の要求を遂行して、監査が任務を遂行するための条件を作り出さなければならない；法規文書の規定に従って、監査団、監査員の処理決定を執行しなければならない。

第 68 条

1. 組織・個人は、文化遺産に関する法規文書の施行において、権限を有する機関・組織・個人の行政的決定、行政的行為に対して、訴願し、告訴する権利を有する。
2. 個人は、権限を有する機関・組織・個人に対して、文化遺産に関する法規文書の違反行為を告発する権利を有する。
3. 訴願、告発、告訴を処理する権限及び手続きは、法規文書の規定に従って実施される。

第 6 章

顕彰及び違反処理

第 69 条

文化遺産の価値を保護し、発揮することにおいて業績を有する組織・個人は、法規文書の規定に従って顕彰される。

第 70 条

何人といえども、文化遺産を発見できたが、自己申告をせず、故意に占拠し、あるいは損壊、損傷する行為をしたならば、違反の性格、程度に従って、行政的に処罰され、あるいは刑事責任を追及される；もし損害が生じたならば、法規文書の規定に従って賠償しなければならない；その文化遺産は国家によって回収される。

第 71 条

何人といえども、文化遺産に関する法規文書の規定に違反したならば、違反の性格、程度に従って、行政的に処罰され、あるいは刑事責任を追及される；もし損害が生じたならば、法規文書の規定に従って賠償しなければならない。

第 72 条

何人といえども、職務と権限を利用して、文化遺産に関する法規文書の規定に違反する場合には、違反の性格と程度にしたがって、規律に従って処理され、あるいは刑事責任が追及される；もし損害が生じたならば、法規文書の規定に従って賠償しなければならない。

第 7 章

施行条項

第 73 条

本法は、2002 年 1 月 1 日から効力をもつ。

本法に反する以前の諸規定は、全て廃棄される。

第74条

政府は、本法の細則を規定し、及び施行を手引きする。

本法は、第10期ベトナム社会主義共和国国会第9会合によって、2001年6月29日に採択された。

国会議長 グエン・ヴァン・アン